

遅れている高齢者虐待防止

<高齢者虐待とは>

「高齢者虐待」とは、高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴るけるなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。

アメリカでは、1978年に連邦議会のドメスティック・バイオレンスに関する公聴会で、“battered elderly”（虐待された老人）という表現が初めて使われ、社会に知られることとなった。公聴会では、家族社会学者が、「アメリカは、1960年代に児童の虐待を発見して、1970年代には、ワイフの虐待の研究に専念しているが、1980年代は、親の虐待の時代になるであろう」と証言を結んだ。その後、州議会は迅速にAPS法（成人保護サービス法）を通過させて対応を始めたが、連邦議会が高齢者虐待防止法を成立させたのは、それから14年たった1992年であった。

一方、日本で初めて高齢者虐待が「発見」されたのは、医師の金子善彦によって『老人虐待』が出版された1987年であったといわれている。現在、法制化に向けて動きがみられるが、現時点ではいつ高齢者虐待防止法が制定されるのか分からない状況にある。

<高齢者虐待の実態に迫る調査>

日本では、高齢者虐待に関する法制化への動きの一つとして、1990年代には、厚生労働省によって高齢者虐待に関する研究プロジェクトへの支援（厚生労働科学研究費補助金）が開始された。なかでも、2004年に厚生労働省からの委託を受けて医療経済研究機構が実施した、家庭内的高齢者虐待に関する実態調査の結果が、特に立法や行政担当者にとって貴重なデータとして注目を浴びている。同調査は、高齢者に対する虐待のうち、家庭内で家族等が加害者となっているものについて、発生の実態及び原因、地域の関係機関等による援助・介入の状況等に関して、全国規模としては初めて実施されたものであった。

調査対象は、介護サービス事業所や病院など全国の在宅介護関係機関1万6,802カ所で、6,698機関から回答があった（有効回収率39.9%）。そのうち、過去1年間（2002年11月1日～2003年10月末日）の利用者（または相談者）で、虐待と考えられる行為を受けたケースのあった機関は2,865機関で、42.8%を占めた。以下は、その中から有効回収数及び回収率の高かった「居宅介護支援事業所」と「在宅介護支援センター」からの回答で、かつ回答者が虐待を受けている高齢者のケアマネージャーであるケース1,991事例を分析した結果である。

<性格や人間関係、ついで介護疲れ・痴呆から発生する虐待>

ケアマネージャーの回答によれば、虐待が発生した要因について、影響があったと思われることとし

ては、「虐待をしている人の性格や人格」(50.1%)が最も多く、ついで「高齢者本人と虐待をしている人のこれまでの人間関係」(48.0%)、「高齢者本人の性格や人格」(38.5%)となった。つまり、虐待をしている人(以下、虐待者)や高齢者本人(以下、被虐待者)の性格や人格などの資質に関するものが多かった(図表1)。また、「虐待者の介護疲れ」(37.2%)や「高齢者本人の痴呆による言動の混乱」(37.0%)、「配偶者や家族・親族の無関心」(25.1%)など、介護負担にからむ回答も少なくない。

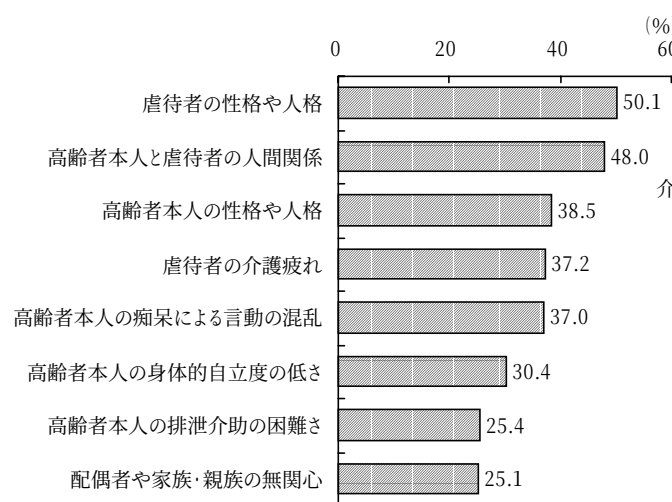
<最も多い心理的虐待、虐待者の自覚は低い>

虐待が発生した要因が主に介護者の性格や要介護者との人間関係であるためか、虐待の内容は「心理的虐待」(63.6%)が最も多く、ついで「介護・世話の放棄・放任」(52.4%)、「身体的虐待」(50.0%)、「経済的虐待」(22.4%)であった(図表2)。

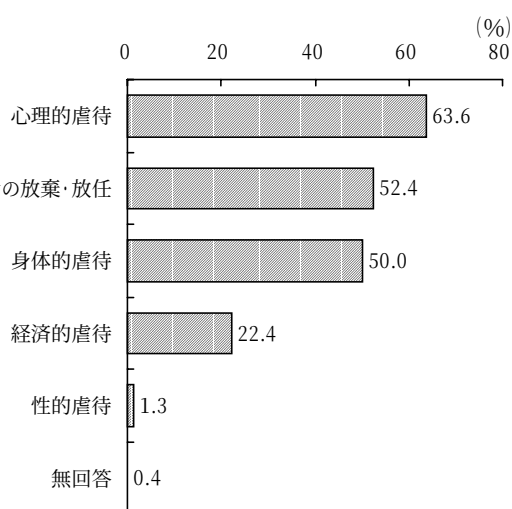
また、虐待に対する自覚について、被虐待者が虐待されている自覚があるかどうかたずねたところ、「自覚がある」が45.2%、「自覚はない」が29.8%で、「自覚がある」割合が高くなっている(図表3)。これまで、高齢者問題に詳しい研究者の間では、“虐待されている本人にも自覚がない”という指摘が主流であった。しかし、以上から、ケアマネージャーがみる限りでは、虐待されているという意識を持つ被虐待者も少なくないことが明らかとなった。更に、被虐待者自身がつらい目にあっていることをケアマネージャー(回答者)に知らせようとしたことがあるかどうかについて、「隠そうとする」という回答は1割に過ぎなかったが、「話す、または何らかのサインがある」(49.3%)割合は高く(図表4)、被虐待者の声がケアマネージャーに伝わっているケースも少なくない。

一方、虐待者の虐待に対する自覚は、「自覚がある」が24.7%、「自覚はない」が54.1%で、被虐待者とは逆に、自覚していないと意識する割合が高い(図表3)。この結果は、これまで指摘されてきた通りであり、虐待をしている側の方が自らの虐待行為に気づいていないのが実態である。

図表1 影響があったと思われることすべて(複数回答)



図表2 虐待の内容(複数回答)



注：調査実施期間は2003年11月から2004年1月。

資料：図表1、図表2とも医療経済研究機構(2004)「家庭内における高齢者虐待に関する調査報告書」

<不十分な市区町村独自の虐待対策>

同報告書の調査では、全国の自治体3,204カ所に対し、高齢者虐待に関する相談などの現状調査も実施された。有効回答総数は2,589カ所（有効回収率80.8%）であった。

その結果、過去1年間で高齢者虐待を主たる要因として持ち込まれた相談件数は、合計で6,062件であった。これに対し、既に行われている対策としては、「相談窓口の設置」が155件、「緊急対応ショートステイ」80件と、対応できる体制は十分とはいえない。

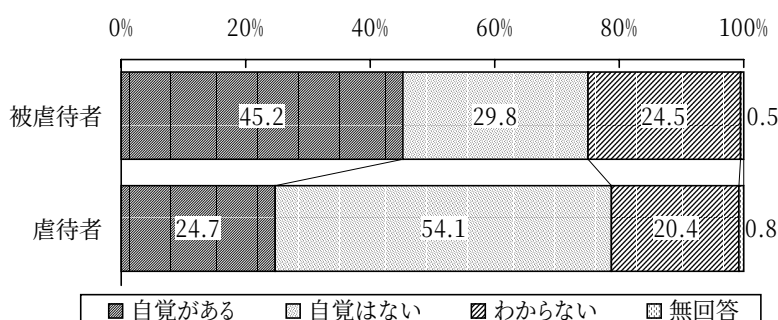
高齢者虐待に対応するための専門チームがあるのは全国でも71市区町村で、うち、専門チームのメンバーとして最も多かったのは「在宅介護支援センター」（57件）で、あとに「民生委員」（46件）や「自治体の高齢者担当部局」（45件）、「居宅介護支援事業者」（42件）、「自治体の保健福祉部局」（40件）が続く。高齢者虐待が問題とされながらも、その内容が外部から分かりにくく、プライバシーにもかかわることであるため、実態把握や介入が容易ではなく、こうした対応の遅れにつながっているのだろう。

<求められる多面的な実態把握と対策>

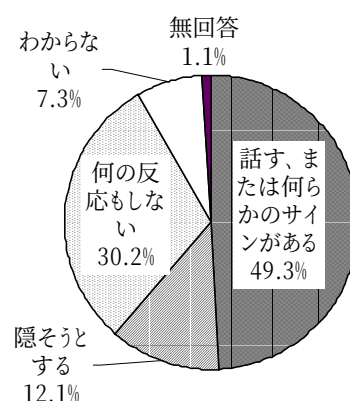
アメリカの連邦議会で14年かかった法制化は、日本ではまだ先がみえていない。2004年3月、厚生労働省では、虐待に気づいた人の通報や相談を受けて対応する窓口の設置や、介護に悩む家族の相談体制整備などを柱とする虐待防止策の検討を始めている。

今回の全国調査結果は、ケアマネージャーなどからみた高齢者虐待の一側面である。プライバシーなどの問題はあるが、虐待の実態や原因、対処方法について、高齢者や家族、専門的なカウンセラーなど、多方面から実態把握を進めていくことが必要であろう。

図表3 虐待についての自覚



図表4 被虐待者から虐待についての意思表示



資料：図表3、図表4とも、図表1に同じ